

本邦において保険収載されているレーザー歯科治療等

1. レーザー照射により無痛的に窩洞形成を行った場合は、う蝕無痛的窩洞形成加算として **40 点**を所定点数に加算する。レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合も同様に **40 点**を加算する（平成 8 年）
2. 歯肉剥離搔爬手術時又は歯周組織再生誘導手術において、レーザー照射により当該手術対象歯の歯石除去等を行った場合は、手術時根面レーザー応用加算として **60 点**を所定の点数に加算する（平成 22 年）
3. 再発性アフタ性口内炎の小アフタ型病変にレーザー照射を行った場合は、口腔粘膜処置として **30 点**を算定する（平成 30 年）
4. 顎口腔に領域に生じた血管腫・血管奇形に対してレーザー照射を行った場合に、一連につき 1 回限り口腔粘膜血管腫凝固術として **2000 点**を算定する（平成 30 年）
5. 歯肉、歯槽部腫瘍等の軟組織摘出術にレーザーを使用した時に、手術の範囲により ①**50 点** ②**100 点** ③**200 点**のレーザー機器加算をする（平成 30 年）
6. エナメル質初期う蝕管理加算 260 点の算定の際、2 回目以降の算定に必要であったカラー写真撮影に代えて、光学式う蝕検出装置（ダイアグノデントペン）の測定結果を記載することで算定可能になった（平成 30 年）

(注)レーザー使用にあたっては適切な使用基準を満たす必要があります。